

平成 17 年 1 月 14 日 神奈川県告示第 12 号
神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 40 条の規定により、化学物質の適正な管理に関する指針を次のとおり定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正 令和 2 年 7 月 3 日 神奈川県告示第 282 号
化学物質の適正な管理に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 12 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

化学物質の適正な管理に関する指針

事業者は、条例第 39 条に規定する化学物質の適正な管理を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 事業所における適正管理事項
 - (1) 管理体制の整備
 - ア 管理組織の整備
 - (7) 化学物質の適正管理について事業所全体で取り組むために、化学物質の適正管理について検討し、実施することを目的とする経営部門、事業部門、環境安全部門等を包括した組織を整備すること。
 - (4) 管理組織の整備に当たっては、責任者、役割分担、連絡体制等を明確にし、事業所の長から各部門の担当者に至るまで十分な意思疎通を図ることが可能な組織とすること。
 - (6) 化学物質を取り扱う部門の責任者の選任に当たっては、取り扱う化学物質の性状及び取扱い施設・設備の管理等に関して、必要な知識や経験等を有する者とする。
 - イ 管理規程類の整備
 - (7) 事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法を定めた規程類を整備すること。
 - (4) 管理規程類の整備に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 化学物質の管理体制、取扱い規程等について、理解しやすく、かつ、実行できるような管理規程類とすること。
 - イ 管理規程類の機能を十分果たすよう常に内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ウ 従業員数 30 人未満の事業所（研究所を除く。）で直ちに管理規程類の整備が困難であるものは、化学物質の取扱い状況に応じ、安全管理上重要な管理規程類から順次整備していくよう努めること。
- ウ 環境の保全に関する研修の実施
 - 従業員等に対し計画的かつ定期的に環境の保全のための対策の必要性及び内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理の仕組みを従業員等に十分理解させ、化学物質の適正な管理を

市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

市 町 村	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
横 浜 市	2, 397	2, 049
川 崎 市	746	547
相 模 原 市	1, 177	1, 031
横 須 賀 市	1, 273	1, 127
平 塚 市	110	101
鎌 倉 市	474	427
藤 沢 市	176	166
小 田 原 市	511	432
茅 ヶ 崎 市	55	53
逗 子 市	164	137
三 浦 市	179	169
秦 野 市	408	344
厚 木 市	316	296
大 和 市	38	27
伊 勢 原 市	281	254
海 老 名 市	52	39
座 間 市	29	27
南 足 柄 市	184	161

市 町 村	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
綾 瀬 市	41	38
葉 山 町	211	173
愛 川 町	140	122
清 川 村	129	106
大 磯 町	100	93
二 宮 町	50	47
中 井 町	84	80
大 井 町	36	32
松 田 町	102	73
山 北 町	199	159
箱 根 町	440	367
真 鶴 町	69	63
湯 河 原 町	191	156
計 (31市町村)	10, 362	8, 896

土砂災害警戒区域等の位置については
県のHP
(<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>)
) に掲載

実施させること。

エ 事業所内の表示事項

事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の操作及び点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

(2) 県民の理解の増進に関する事項

ア 情報の提供

(7) 化学物質の管理状況に対する県民の理解を深めるため、情報の提供や問い合わせの受付窓口の設置等必要な体制を整備すること。

(4) 地域住民に対して、定期的に事業所の化学物質に関する取組状況の情報提供を行う等、平時からのコミュニケーションの確保に努めること。

イ 人材の育成

地域住民等をはじめとする県民の理解を増進するため、必要な教育及び研修を行い、人材の育成を行うこと。

(3) 情報の収集及び整理

ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価

(7) 取扱化学物質製品の成分、物理化学的性状、危険性、有害性、生態系への影響、関連する法規、汚染及び事故の事例等の情報を収集すること。

(4) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）で規定される第一種及び第二種指定化学物質については、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 13 号）に基づき安全性影響度を評価し、その結果をもとに環境リスクの低減のための管理目標を定めるよう努めること。

(7) 危険性及び有害性等のある化学物質を含む製品については、流通、使用、消費された後、廃棄物となって処理及び処分される場合の環境安全対策についても配慮するよう努めること。

(4) 情報の収集に当たっては、的確な情報を得ることができる情報源、国等のデータベース、文献等を調査し、取扱い化学物質製品に関する情報は、自ら評価し、体系的に整理すること。

(4) 取扱化学物質製品に関する情報は、定期的に更新すること。

イ 新規導入化学物質等の危険性及び有害性等の評価

(7) 新規に導入しようとする化学物質、使用量を大幅に増加しようとする化学物質、使用条件の変更を行おうとする化学物質等については、あらかじめ危険性及び有害性等を評価するための基準を定め、事業所内に危険性、有害性等を評価する組織を設け、検討を行うこと。

(4) 前項のほか、製造工程や取扱いの際の反応等（燃焼を含む。）に伴って生成される副次的生成物（非意図的生成物を含む。）についても、同様に評価すること。

(7) 代替物質を導入する場合は、使用する化学物質の危険性及び有害性等を評価し、より危険性及び有害性等の低い物質を導入すること。なお、新たな環境汚染を起こさないため、科学的知見が得られていない又は不十分であるために規制の対象となっていない物質の導入は避けること。

ウ 受入れ、保管、使用及び製造の量及び方法の把握

(7) 化学物質の受入れ、保管、使用、製造の量及び方法を把握し、記録すること。

(4) 混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。

(4) 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用

ア 技術情報の収集

生産工程中の化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術又は機器の情報の並びに危険性及び有害性の低い代替物質の情報を収集すること。

イ 工程管理対策

(7) 主要な作業工程について、工程ごとの使用量及び排出量の把握を行うこと。

(4) 危険性及び有害性が高い化学物質、生態系への影響がある化学物質又は排出量の多い化学物質から順次使用量及び排出量の削減を図ること。

(7) 作業工程の合理化、密閉性の高い機器の使用及び適正な維持管理等を行うこと。

(4) 従業員数 30 人未満の事業所（研究所を除く。）で直ちに工程管理対策を講ずることが技術的に困難である場合は、危険性及び有害性の高い化学物質等から順次使用量及び排出量の削減を図るよう努めること。

(5) 回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用

ア 技術情報の収集

排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去、処理のための技術及び設備の情報を収集すること。

イ 化学物質の排出処理対策

排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去、処理のための技術及び設備を導入するとともに、その適正な維持管理を行うこと。

(6) 自己監視及び自主測定

ア 環境中への排出の量及び方法の把握

(7) 排煙及び排水中の濃度測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、化学物質の大気、水及び土壌への排出（漏えいを含む。）の量の把握を行うこと。

(4) 自ら実施した測定内容及び結果等の記録は、必要な期間を定めて保管すること。

イ 環境汚染の実態把握

(7) 化学物質の土壌への漏えいや施設外への流出等を監視するための設備の設置に努めること。

(4) 化学物質による土壌汚染の早期発見及び地下水汚染の未然防止や拡大防止のため、取扱いのある有害な化学物質の使用履歴をもとに、事業所内の土壌や地下水調査等の実施、汚染の有無の実態把握に努めること。

(7) 事業所内において土壌への漏えいや施設外への流出事故が発生した場合には、漏えい等の期間、物質収支及び土壌汚染の状況等から排出量の把握を行うこと。

2 災害及び事故対策の実施

(1) 未然防止対策

ア 災害の想定及び環境リスクの把握等

- (7) 国及び地方公共団体の公表する資料等により想定される地震の震度、津波又は洪水による浸水の深さ等の大規模な災害の情報を収集し、整理するとともに、これらの情報について定期的に更新するよう努めること。
- (4) 次に掲げる化学物質の漏えい、流出等に関する危険度が高い設備を特定すること。
- ア 配管、フランジ等損傷を受けやすい設備
 - イ 化学物質の漏えいが生じやすいメッキ槽、洗浄槽等の開放式の設備
 - ウ 化学物質を貯蔵するタンク、保管棚等の保管設備
- (7) 事業所の周辺地域に飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（以下「配慮施設等」という。）が存在するか確認し、それらの位置及び状況に関する情報を整理すること。
- (5) (7)から(9)までにより収集し、整理した内容に基づき、施設が十分な耐震性を有しているかどうか、漏えいした化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等について確認し、災害及び事故の発生により化学物質の漏えい、流出等が生じた場合における環境リスク（化学物質が環境を経由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。）の内容及び程度を把握すること。
- イ 施設及び設備等の整備
- (7) 環境汚染を未然に防止するため、アにより整理した情報等をもとに、施設及び設備について、次の措置を講ずること。
- ア 災害及び事故の発生並びにこれらによる被害の拡大防止に備えた施設及び設備の立地及び配置に努めるとともに、地震による設備の損傷、津波又は洪水による浸水、地盤の液状化、電力等の喪失等の観点から、化学物質の漏えい、流出等の予防のための措置を講ずること。
 - イ 液状の化学物質を取り扱う場合には、化学物質の流出を防止するため、貯蔵施設の周囲への防液堤、側溝又はためますの設置、一時的な貯留施設の設置等、必要な流失防止措置を講ずること。
 - ウ 異常の発見が容易にできる構造とすること。
 - エ 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染の拡大防止のため、通報及び連絡用の設備、緊急用資機材、防災資機材等の整備に努めること。
 - オ 事業所の周辺地域に配慮施設等が存在する場合は、地形等を考慮して災害時及び事故時の対策の強化に努めること。
- ウ 事故に備えた体制の整備等
- (7) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規程の作成並びに施設の保守及び点検、日々の監視等を実施すること。
- (4) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を最小限に抑えるための災害及び事故への対応措置をあらかじめ検討し、次に掲げる事項について記載した事故及び災害への対応に係るマニュアルを整備し、かつ、当該対応のための適切な対策を講ずること。
- ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
 - イ 関係機関及び地域住民への通報体制
 - ウ 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法
- (7) 定期的に災害及び事故に対応するための訓練を行うこと。

- (2) 災害及び事故の対応
- ア 関係機関等への通報
- (7) 化学物質の漏えい、流出等が確認された場合には、直ちに適正な措置を講ずるとともに速やかに関係機関等へ通報すること。
- (4) 事業所の周辺の地域住民や近接する配慮施設等への連絡体制を整備するとともに、災害及び事故により化学物質が流出や放出又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な情報を周辺の地域住民や配慮施設等に通報すること。
- イ 県民への情報の提供
- 化学物質の漏えい事故や土壌汚染等が判明した場合は、地域住民に対して情報提供を行うとともに、事実関係の公表に努めること。
- 3 化学物質を含む廃棄物の量の把握と適正処理
- (1) 廃棄の量及び方法の把握
- 排煙及び排水中の濃度測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量の把握を行うこと。
- (2) 化学物質を含む廃棄物の管理事項
- ア 廃棄物の発生抑制
- 化学物質を含む廃棄物の削減計画等を作成し、廃棄物の発生の抑制に努めること。
- イ 廃棄物の保管
- (7) 化学物質の性状に応じ、気象や天候等の影響を受けにくい設備や容器とすること。
- (4) 保管場所からの排水等が周辺に飛散及び浸透しないような設備とすること。
- (6) 処理方法や取扱い方法の異なる物質が混在及び混合することがない施設等とすること。
- (5) 長期にわたる保管は避け、速やかに処理及び処分すること。
- ウ 廃棄物の適正処理
- (7) 化学物質を含む廃棄物を廃棄する場合によっては、責任を持って適正な処理を行うこと。
- (4) 化学物質を含む廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用、処理現場の確認、受託業者を監督する都道府県又は市への受託業者の廃棄物処理に係る許可の確認等を実施すること。
- (6) 数種類の化学物質を含む廃棄物を廃棄する場合は、処理に伴う化学反応等についての情報を収集し、保管、運搬、処理及び処分に当たる者に情報を提供すること。

県内危険物施設一覧表

令和6年4月1日現在

危険物規制対象数(完成検査済証交付施設)

製造所等の 区分	前年度 合計	今年度 合計	製造所	貯蔵							取扱				事業所 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				小計	屋内貯蔵庫	屋外貯蔵タンク	準特定屋外 タンク	特定屋外 タンク	特定屋内 タンク	屋内貯蔵タンク	地下貯蔵タンク	簡易貯蔵タンク	移動貯蔵タンク	14を超える 被けんを引越 せる車型		屋外貯蔵庫	小計	給油取扱所	第一種取扱所	第二種取扱所	移送取扱所	一般取扱所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
市町村名等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

(注) 強化地域…東海地震に係る地震防災対策強化地域を指す。
具体的には平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町の各消防本部管内

資料2-8-(3)
(消防保安課)

液化石油ガス事業所及び消費者数（地区別）

(1) 液化石油ガス事業所（市町村別）

種 別	液化石油ガス法				
	販売事業所	保安機関 等設置所	液化石油ガス 設備工事 事業所	特定施設 設備	特定施設 設備
市町村別					
横浜市	175	183	479	0	13
川崎市	77	80	137	1	1
相模原市	75	87	180	0	8
小計	327	350	796	1	22
横須賀市	40	44	61	0	7
鎌倉市	7	6	19	0	0
逗子市	3	3	6	0	0
三浦市	12	13	23	0	0
葉山町	7	7	9	0	0
小計	69	73	118	0	7
厚木市	36	37	82	0	0
大和市	14	16	28	0	0
海老名市	13	17	23	0	1
座間市	11	13	33	0	0
綾瀬市	14	16	31	0	1
愛川町	7	10	14	0	0
清川村	0	0	2	0	0
小計	95	109	213	0	2
平塚市	34	36	64	0	4
藤沢市	25	29	57	0	2
茅ヶ崎市	16	18	30	0	1
秦野市	27	29	44	2	0
伊勢原市	8	9	21	0	0
寒川町	3	3	5	0	0
大磯町	2	3	3	0	1
二宮町	1	1	2	0	0
小計	116	128	226	2	8
小田原市	28	40	78	0	4
南足柄市	7	9	11	0	4
中井町	3	3	3	0	2
大井町	3	3	3	0	1
松田町	2	2	2	0	1
山北町	3	3	4	0	1
開成町	1	1	2	0	2
箱根町	5	5	7	0	17
真鶴町	3	4	4	0	0
湯河原町	5	8	12	0	0
小計	60	78	126	0	32
計	667	738	1,479	3	71

(2) 液化石油ガス消費者数

(令和6年調査)

市町村別	種 別	販売事業所数※1	消費者数※2
横浜・川崎・相模原市		175	236,586
小計		327	470,762
横浜・鎌倉・逗子・三浦・葉山町		40	59,732
小計		69	98,147
厚木市		36	55,472
大和市		14	25,806
海老名市		13	27,118
座間市		11	29,597
綾瀬市		14	18,547
愛川町		7	11,651
清川村		0	849
小計		95	169,040
平塚市		34	54,462
藤沢市		25	46,431
茅ヶ崎市		16	28,919
秦野市		27	46,654
伊勢原市		8	26,968
寒川町		3	11,676
大磯町		2	9,910
二宮町		1	6,931
小計		116	231,951
小田原市		28	44,137
南足柄市		7	14,051
中井町		3	2,978
大井町		3	6,019
松田町		2	4,524
山北町		3	3,493
開成町		1	4,890
箱根町		5	8,956
真鶴町		3	3,187
湯河原町		5	7,194
小計		60	99,429
計		667	1,069,329

※1 令和6年3月31日の数
※2 横浜市内の事業所については令和5年12月末の数
横浜市内以外の事業所については令和6年3月31日の数

第1表 第一種製造者及び第二種製造者数

2-8-4(4) 高圧製造事業所数等
(令和6年3月31日現在)

所管	第一種製造者				第二種製造者			
	一般則①	液石則②	①②適用	コンビ則	一般則①	液石則②	①②適用	合計
所管	66	16	1	0	59	477	2	479
政令市	15	4	0	0	19	46	0	116
川崎市	24	7	2	1	34	110	0	72
相模原市	105	27	3	1	136	659	8	667
政令市計	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村	0	0	0	0	12	12	0	0
川崎市	0	0	0	0	36	36	0	0
安曇	0	0	0	0	48	48	0	0
小計	15	2	0	0	17	9	0	39
市町村	18	2	1	0	21	35	0	35
川崎市	33	4	1	0	39	30	0	74
小計	15	7	0	0	22	1	0	61
市町村	1	1	0	0	2	0	0	9
鎌倉市	0	1	0	0	0	4	0	4
三浦市	1	0	0	0	1	2	0	10
葉山町	0	0	0	0	0	4	1	5
小計	17	9	0	0	26	3	5	69
果実C	16	6	4	0	26	14	0	47
大和市	7	1	0	0	8	4	0	33
海老名市	5	4	0	0	9	4	0	13
藤岡市	2	1	0	0	3	0	0	14
鎌倉市	14	2	0	0	18	1	0	30
寒川町	5	1	0	0	6	0	0	13
滑川町	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	49	15	4	0	68	23	0	151
果実C	22	4	1	0	27	6	0	56
平塚市	12	3	2	0	17	7	0	69
茅ヶ崎市	6	1	0	0	7	2	0	23
茅ヶ崎市	10	2	0	0	12	2	0	32
伊勢原市	6	1	1	0	8	2	0	19
寒川町	8	1	0	0	9	1	0	16
大磯町	0	0	0	0	0	5	0	5
二宮町	0	0	0	0	0	1	0	1
小計	64	12	4	0	90	20	0	221
果実C	5	8	1	0	14	11	0	33
小田原市	4	1	0	0	5	1	0	8
南足柄市	0	0	0	0	0	4	0	5
中井町	1	0	0	0	1	2	0	1
大井町	1	0	0	0	1	0	0	2
松田町	3	1	0	0	4	0	0	4
山北町	2	0	0	0	2	0	0	2
開成町	0	0	0	0	0	3	0	3
箱根町	1	0	0	0	1	0	0	2
真鶴町	0	1	0	0	1	0	0	2
滑川町	17	11	1	0	29	18	0	63
小計	180	51	10	48	289	94	584	1740
神奈川県	265	78	13	49	425	209	1243	3064

(注)・令和6年3月31日時点、許可を受けているか又は届出をしていること。

(注)・①②適用欄はそれぞれ左欄の①と②の外数

第2表 販売業者、貯蔵所

2-8-4(4) 高圧製造事業所数等
(令和6年3月31日現在)

所管	第一種製造者				第二種製造者			
	一般則①	液石則②	①②適用	コンビ則	一般則①	液石則②	①②適用	合計
所管	1261	44	59	55	1419	24	12	1443
政令市	357	69	32	4	458	7	1	466
川崎市	145	53	32	4	234	7	2	243
相模原市	1769	106	123	69	2111	38	10	2189
政令市計	9	0	2	0	11	14	0	25
市町村	26	1	13	0	50	2	4	65
小計	225	19	6	0	250	2	4	256
市町村	65	3	0	0	68	1	0	69
鎌倉市	18	1	0	0	19	0	0	19
三浦市	27	5	0	0	32	0	0	32
葉山町	5	0	0	0	5	0	0	5
小計	881	29	6	0	916	3	4	923
果実C	153	24	6	14	197	3	1	200
大和市	105	10	3	10	128	0	1	129
海老名市	69	12	3	5	89	1	2	92
藤岡市	54	10	2	0	66	0	0	66
鎌倉市	19	5	0	1	25	0	0	25
滑川町	2	0	0	0	2	0	0	2
小計	430	71	19	31	551	0	3	581
果実C	172	29	15	3	215	5	1	223
平塚市	239	17	8	4	268	4	0	272
藤岡市	50	2	0	1	53	2	0	55
伊勢原市	40	7	4	1	52	1	0	53
寒川町	23	3	2	1	29	2	0	31
大磯町	12	2	0	0	14	0	0	14
二宮町	6	0	0	0	6	0	0	6
小計	632	82	33	10	757	10	3	770
果実C	22	26	3	5	108	2	0	136
小田原市	21	8	0	0	27	0	0	27
南足柄市	6	0	0	0	6	0	0	6
中井町	8	3	2	0	13	0	0	13
大井町	8	2	0	0	10	0	0	10
松田町	6	1	0	0	7	0	0	7
山北町	5	1	0	0	6	0	0	6
開成町	5	3	0	0	8	0	0	8
箱根町	8	6	1	0	15	0	0	15
真鶴町	2	7	0	0	9	0	0	9
滑川町	146	82	33	10	269	2	0	271
小計	155	26	7	6	204	9	3	212
神奈川県	3885	411	203	106	4073	69	18	4160

(注)・令和6年3月31日時点、許可を受けているか又は届出をしていること。

(注)・①②適用欄はそれぞれ左欄の①と②の外数

第3表 特定高圧ガス消費者及び登録容器検査所数

2-8-(4) 高圧製造事業所数等
(令和6年3月31日現在)

所管	市町村名	特定高圧ガス消費者			登録容器 検査所
		一般則①	LP則②	①②適用	
神奈川県	横浜市長	36	1	0	37
	川崎市	26	1	0	27
	相模原市長	15	2	1	18
	政令市計	77	4	1	82
	横浜市長	6	0	0	6
	川崎市	11	3	1	15
	小計	17	3	1	21
	横浜市長	7	0	0	7
	川崎市	4	0	0	4
	小計	11	0	0	11
神奈川県	横浜市長	9	0	1	10
	鎌倉市長	1	0	0	1
	三浦市長	0	0	0	0
	鎌倉市長	0	0	0	0
	三浦市長	0	0	0	0
	小計	10	0	1	11
	厚木市長	16	6	0	22
	大和市	2	0	0	2
	海老名市長	2	0	0	2
	座間市長	2	0	0	2
神奈川県	綾瀬市長	7	0	0	7
	愛川町	2	2	0	4
	清川村	0	0	0	0
	小計	31	8	0	39
	平塚市長	11	0	0	11
	藤沢市長	7	1	1	9
	茅ヶ崎市長	6	0	0	6
	秦野市長	8	1	0	9
	伊勢原市長	4	0	0	4
	寒川町	4	1	0	5
神奈川県	大磯町	0	0	0	0
	二宮町	0	0	0	0
	小計	40	3	1	44
	小田原市長	2	0	0	2
	南足柄市長	1	0	0	1
	中井町	0	0	0	0
	大井町	0	0	0	0
	松田町	0	0	0	0
	開成町	1	0	0	1
	箱根町	0	0	0	0
神奈川県	真鶴町	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0
	小計	4	0	0	4
	小田原市長	113	14	3	130
	小計	190	18	4	212
	神奈川県	190	18	4	212
	合計	190	18	4	212

(注)・令和6年3月31日時点、許可を受けているか又は届出をしていること。

(注)・「①②適用」欄はそれぞれ左欄の①と②の外数

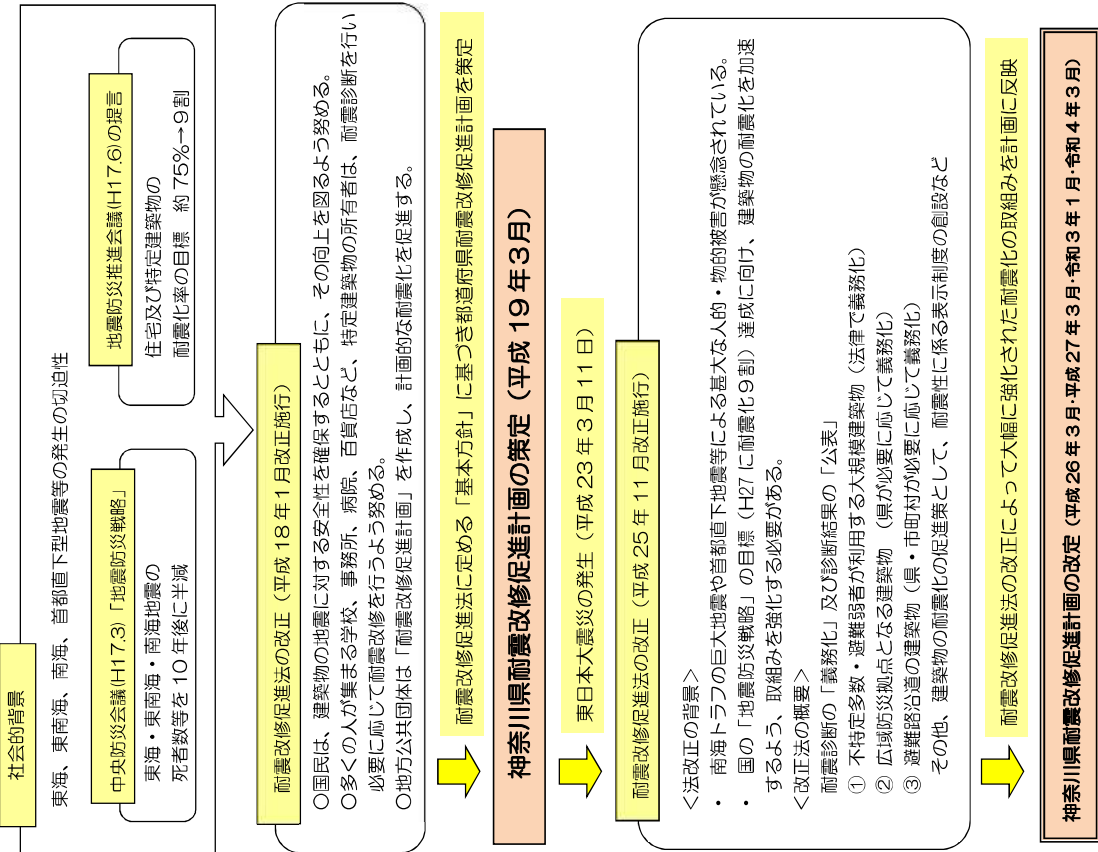
銃砲・火薬類事業所数 (市町村別)

資料 2-8-1 (5)
(消防保安課)

市町村別	種別	火薬類製造所	煙火(0)	火薬類販売所 紙雷(0)	その他	火薬庫 最大貯蔵量	庫外貯蔵庫	製造所	販売所	製造・販売所	計
神奈川県	横浜市長	0	1	17	27	6	575	64	0	2	5
	川崎市	0	0	6	6	0	0	21	0	1	6
	相模原市長	3	5	6	3	16	68,746	18	0	0	2
	小計	3	6	29	36	22	69,321	103	0	3	13
	横浜市長	0	1	9	4	0	0	21	0	0	3
	鎌倉市長	0	0	1	1	0	0	4	0	0	1
	三浦市長	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	三浦市長	0	0	1	2	0	0	3	0	0	0
	葉山町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	小計	0	1	13	8	0	0	30	0	0	4
神奈川県	厚木市長	1	1	3	2	6	56,568	8	0	0	1
	大和市	0	0	4	1	0	0	7	0	0	0
	海老名市長	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0
	座間市長	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	綾瀬市長	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	愛川町	0	0	1	0	0	0	8	0	0	0
	清川村	0	1	1	0	3	1,730	1	0	0	0
	小計	1	2	10	3	9	58,298	27	0	0	1
	平塚市長	0	0	2	1	4	1,325	6	0	0	1
	藤沢市長	0	0	4	1	0	0	7	0	0	1
神奈川県	茅ヶ崎市長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秦野市長	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0
	伊勢原市長	0	0	1	1	1	140	2	0	0	0
	寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	9	3	5	1,465	18	0	0	2
	小田原市長	0	0	3	0	0	0	4	0	0	0
	南足柄市長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	大井町	0	0	0	1	2	800	1	0	0	1
	松田町	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	山北町	0	0	1	1	3	57,000	2	0	0	2
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	0	0	5	2	5	57,800	8	0	0	4
	合計	4	9	66	52	41	186,884	186	0	3	27

神奈川県建築物耐震改修促進計画の概要について

I. 計画策定の経緯

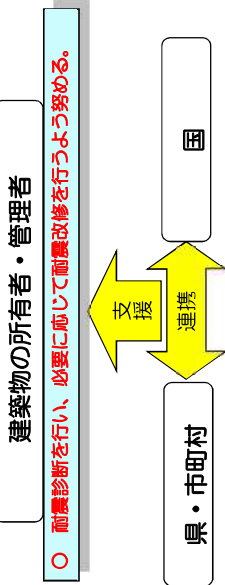


II. 計画の概要

1 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

2 県・市町村・県民（所有者・管理者）の取組み



3 耐震化の現状と目標設定

区分	現状	耐震化率の目標
住宅の耐震化率	令和2年度：94%	令和12年度：おおむね100%
多数の者が利用する建築物※1の耐震化率	令和2年度：93%	令和7年度：おおむね100%
沿道建築物※2の耐震化率	令和3年度：26%	令和12年度：おおむね50%

4 建築物の耐震化を促進するための施策

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の目標の達成に向け、本県の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していく。

施策の基本方向	施策
1 住宅の耐震化の促進	(1)情報提供と普及啓発 (2)窓口相談と技術者養成 (3)各種支援の実施
2 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進	(1)多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 (2)大規模建築物等（耐震診断義務付け建築物）の耐震化の促進 (3)沿道建築物等（耐震診断義務付け建築物）の耐震化の促進 (4)各種認定制度等による耐震化の促進 (5)耐震化を促進する環境整備
3 公共建築物の耐震化の促進	(1)県及び市町村施設の耐震化の促進
4 その他の地震時ににおける安全対策の推進	(1)宅地の液状化対策 (2)大規模盛土造成地の耐震対策 (3)窓ガラス、外壁等の落下防止対策 (4)屋根瓦の耐震対策 (5)天井脱落対策 (6)エレベーター等の安全対策 (7)ブロック塀等の安全対策

- ※1 多数の者が利用する建築物：多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号）
- ※2 沿道建築物：県又は市町村が計画で指定した緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、一定の高さ以上であって、耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号又は法第6条第3項第1号）

